

交通安全情報

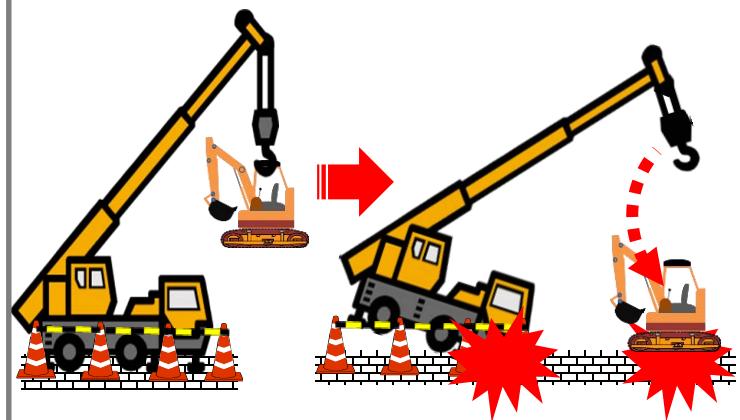
—臨時号—

令和7年10月9日
警視庁交通規制課

クレーンが関係する事故が連続発生！

事例 1

解体工事現場で、クレーンで重機の搬入作業を実施していたところ、クレーンが横転し、吊り荷の重機が道路上に落下しました。



【事故原因】

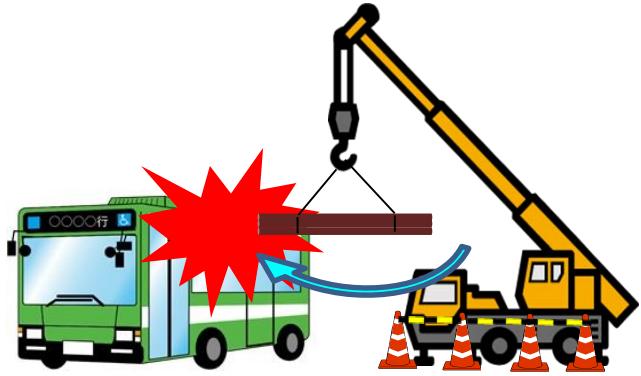
アウトリガーの接地部分が養生されておらず、荷重で地面が陥没し、車体が傾いたものです。

【事故防止対策】

- アウトリガーの接地部は、鉄板等で確実に養生を実施してください。
- アームの旋回半径等を考慮した作業帯を設置してください。
- 吊り荷の重量・形状等を考慮した資器材を使用してください。

事例 2

新築工事現場で、クレーンで建築資材の搬入作業を実施していたところ、吊り上げた建築資材が車道にはみ出し、通行中の路線バスと接触、窓ガラスが割れ乗客が負傷(軽傷)しました。



【事故原因】

吊り荷にロープを掛け、作業員が持つて作業帯外に出ないよう制御するところ、吊り荷の振れ幅が大きく、人力で制御できなかったものです。

【事故防止対策】

- 吊り荷の形状等を考慮した範囲の作業帯を設置してください。
- 必要により、歩行者、車両に一時停止を求める等の措置をとり、交通の安全に配慮して施工してください。

クレーン作業の実施に当たり、道路使用許可の許可条件のほか、「クレーン等安全規則」等の関係法令を遵守し、安全を最優先に作業を実施してください。

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁交通部
特設サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

